

◎休日保育事業

休日保育とは、認可保育園が休みとなる日曜日と祝日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できないときに保護者に代わって保育する事業です。

実施している保育所は市区町村に1箇所程度あり、ほかの保育所の児童も預かる場合があります。

現在、本町では実施していません。今後は、社会ニーズの動向を注視し、多様な保育サービス体制の導入に向けて検討します。

◎病児・病後児保育事業

保育所に預けている子どもが病気になるたときや病後の回復期で、まだ保育所には通えない状態のときに、一時的に預かる事業です。

多くは小児科医院などに設置されていますが、単独の病児保育室、保育所併設型、乳児院併設型もあります。また、保育士や看護師が施設の空き部屋や自宅などを利用して保育を行うタイプも近年登場しました。ただし、病気の急性期にも保育・看護を行うのは医療機関に併設されて

いるタイプだけです。それ以外のタイプでは、回復期に1日から3日程度預かります。

現在、本町では実施していません。今後は、社会ニーズの動向を注視し、医療機関への委託方式などを含め、多様な保育サービス体制の導入に向けて検討します。

◎学童保育

（放課後児童健全育成事業）

保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後や夏休みなどの休校日に児童館や小学校の余裕教室などにおいて、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

施設の大半は学校、児童館、その他の公共施設に併設され、利用に際しては登録制となっています。

本町では、受入対象を小学校1年生から6年生まで実施しています。通常保育（平日放課後）は下校時から18時20分、長期休暇時保育は8時から18時20分までとなっています。桂川小学校区3箇所、桂川東小学校区1箇所を実施しています。近年の利用者数の増加に伴う受入

施設の確保が課題です。現状の登録者数の実態と施設面積から平成22年度より、桂川小学校の学童保育について余裕教室を活用し分割及び新設により6箇所運営予定、70人定員のガイドラインに対応します。今後も、各学童保育で定員超過が生じた場合、公共施設及び学校余裕教室の有効活用による施設確保に努め、また、途中入所の受入を検討し、動因の適正数配置も併せて学童保育の運営に努めます。

平成21年度	
実施箇所	4箇所
登録人数	235人
↓	
平成26年度目標	
実施箇所	6箇所
登録人数	244人

◎地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場など）

保育所を利用していない子どもがいる家庭も含めて、子育て不安に対する相談・指導や子育てサー

クルへの支援、親子の交流の場づくりなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

センターは、保育所や児童館などに開設されていますが、一部地域では母子生活支援施設や乳児院に開設されるところもあります。

現在、本町では実施していません。しかし、平成21年度より社会福祉協議会で、「すくすく広場（子育てサロン）」を試行事業として開始しており、子育て世帯への交流の場を提供しています。

「すくすく広場（子育てサロン）」により、子育て世帯の実態把握に努めます。また、社会ニーズの動向を注視し、事業実施（目標年度：平成26年度）に向けて、保育所併設も含め、施設整備及び職員配置などの条件整備について財政状況に応じて検討します。

平成21年度	
未実施	
↓	
平成26年度目標	
実施箇所	1箇所